令和８年第４回定例会

議案第155号～第161号補足説明資料１

令和８年人事院勧告の概要について（関係分）

１　本年の給与勧告のポイント（関係分）

(1)　民間給与との較差（3.51%）を解消するため俸給表を引上げ改定

(2)　民間の支給状況に見合うようボーナスを 0.05 月分引上げ

２　給与改定の内容

(1)　月例給

・中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定

平均改定率：全体 3.3%

［１級 4.0%、２級 3.6%、３級 3.4%、４級 3.1%、５級以上 3.0%］

・初任給を一律 9,500 円引上げ（高卒 4.7%、大卒 4.1%引上げ）

・再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表(一)の平均改定率 8.5%）

【実施時期】令和８年４月１日

(2)　ボーナス（期末・勤勉手当）

支給月数の引上げ（0.05 月分）　年間 4.65 月分→4.70 月分

（一般の職員の場合の支給月数）

		６月期	12月期
令和８年度	期末手当	1.2625月（支給済み）	1.2875月（現行1.2625月）
	勤勉手当	1.0625月（支給済み）	1.0875月（現行1.0625月）
令和９年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	1.075月	1.075月

【実施時期】法律の公布日